明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一二三）　一

○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**三）　三

○漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四九）　四

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**七一）　六

〔告　示〕

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一一七）　三五

○エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他の事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示（**経済産業**一六二）　三六

〔官庁報告〕

国家試験

歯科医師国家試験の施行（厚生労働省）　三五

保健師国家試験の施行（同）　三六

助産師国家試験の施行（同）　三七

看護師国家試験の施行（同）　三八

第四十六回救急救命士国家試験の施行（同）　四〇

医師国家試験の施行（同）　四一

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　四二

〔公　告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定関係　四三

裁判所

破産、免責、再生関係　四五

特殊法人等

国立研究開発法人森林研究・整備機構令和三事業年度財務諸表、令和四年度公害防止管理者等資格認定講習関係　六

地方公共団体

行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、押収物還付関係　七

会社その他

会社決算公告　八三

省　令

○厚生労働省令第百二十三号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信